

保険・年金

高齢受給者証3月下旬に送付

70歳～74歳の国民健康保険の被保険者の方で、現役並み所得者（窓口負担割合が3割）以外の方に、「高齢受給者証」を3月下旬に送付します。

これは、4月1日(月)から、医療機関で支払う一部負担金を1割から2割へ変更する予定だったものが、国の特例措置により、1年間は1割負担のまま継続することになったためです。

8月1日付で高齢受給者証の一斉更新があるため、有効期限は7月31日(水)までとなります。一斉更新時に、前年中の所得によって一部負担金が3割負担へ変更となる場合があります。

●問合せ 市民課保険係内129

固定資産課税明細書4月上旬に送付

税金

平成25年度固定資産課税台帳の閲覧

▼閲覧期間 4月1日(月)～5月31日(金)

午前8時30分～午後5時15分
(受付は午後5時まで)
土・日曜日は午前11時45分～午後1時を除く
午前8時30分～午後5時15分
1時を除く)／縦覧場所 役所1階課税窓口／縦覧できる方 市内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者／必要な物 本人確認のできるもの(運転免許証など)、代理人の場合はその写し、地代・家賃領収書、借地・借家の本人確認のできるもの(運転免許証など)※同居の家族の方でも、納税者本人以外は代理人の場合と同じ扱いとなります。

●問合せ 課税課資産税係内157
○問合せ 市民課保険係内129
と同一扱いとなります。

●問合せ 課税課資産税係内157
○問合せ 市民課保険係内129

明細書(土地・家屋)を4月上旬に送付します。
※納税通知書は5月上旬に送付する予定です。

平成25年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

●問合せ 課税課資産税係内157
○問合せ 課税課資産税係内157

分～午後5時15分(受付は午後5時まで)土・日曜日は午前11時45分～午後1時を除く
午後1時30分までに市役所前2階都市計画課へお越しください。

／閲覧場所 市役所1階課税窓口／閲覧できる方と閲覧範囲 固定資産税の納税義務者：本人が所有している固定資産、借地・借家人の方：借地・借家対象資産／必要な物 本人の場合は本人確認のできるもの(運転免許証など)、代理人の場合は本人確認のできるもの(運転免許証など)、委任状・代理人の本人確認のできるもの(運転免許証など)、借地・借家の場合はその写し、地代・家賃領収書、借地・借家の本人確認のできるもの(運転免許証など)※同居の家族の方でも、納税者本人以外は代理人の場合と同じ扱いとなります。

●問合せ 課税課資産税係内157
○問合せ 課税課資産税係内157

※傍聴を希望する方は、当日午後1時30分までに市役所前2階都市計画課へお越しください。

□福生都市計画緑地第3号稲荷緑地の変更について
事業羽村駅西口土地区画整理理事業の変更について

□福生都市計画土地地区画整理事業の変更について

○福生都市計画緑地第3号稲荷緑地の変更について
事業羽村駅西口土地区画整理理事業の変更について

●問合せ 都市計画課都市計画係内288
○問合せ 都市計画課都市計画係内288

要介護5の方まで入居可

入居一時金
不要

24時間
看護師常駐

地域と密着した
医療サポート

介護付有料老人ホーム
(一般型特定施設入居者生活介護)

グリーン東京

0120-98-1265

東京都羽村市栄町2-6-4
グリーン東京 検索

▶広告(例)「1号広告
掲載料：2万円／1回
大きさ：縦45mm×横54mm

ペットボトル水 「水はむら」

500mlペットボトル
1本100円
市内公共施設などで販売中

問合せ 水道事務所
電話 554-2269

